十七の九　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の十　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の十一　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の十二　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の十三　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
十八～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
二十二の二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
二十三～九十一　（略）	（略）
九十一の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	二百十九万五千円
九十二・九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第五十七号	十二万五千円
第九十一号の二	百四十万八千円

十八～二十一　（略）	（略）
二十二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
二十三～九十一　（略）	（略）
九十一の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千円
九十二・九十三　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第五十七号	十二万五千円